

研究室での業務・アルバイトについて

【ご意見・ご要望】(投稿日:2022年2月24日)

自分の研究とは直接的に関係のない業務(所属研究室の運営に関する業務・企業案件などの雑用)に対して給与はありますか？

また、その基準を定めたガイドラインなどがありますか？

【回答】(回答日:2022年4月4日)

(回答部署:人事部人事企画課任用掛)

本学で給与を支給する場合には、あらかじめ本学と労働契約を締結し、本人に労働条件通知書の交付を行います。実際に業務に従事するうえでは、担当教員等の指揮命令のもと、命じられた業務に従事いただきます。その従事した時間に対して、労働条件通知書に記載される給与を、労働の対価としてお支払いすることとなります。